1 予算規模等

平成20年度の予算規模は、一般会計415億9,996万6千円、特別会計322億1,170万5千円、企業会計34億645万9千円となり、総額では772億1,813万円となっています。

[全会計の予算規模] (単位:千円、%)

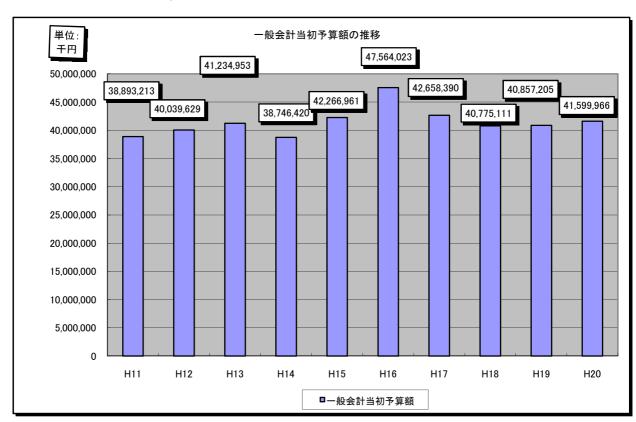
	H20 当初予算	H19 当初予算	増減額	増減率
一般会計	41,599,966	40,857,205	742,761	1.8
特別会計	32,211,705	43,761,471	△11,549,766	△26.4
企業会計	3,406,459	3,725,285	∆318,826	∆8.6
全会計総計	77,218,130	88,343,961	△11,125,831	△12.6

2 一般会計当初予算の概要

I 予算規模

当初予算計上額 415億9,996万6千円(対前年度比1.8%増)

当初財政計画額 419億8,140万0千円(対前年度比0.4%増)



平成20年度当初予算額は、415億9,996万6千円で前年度と比べて1.8%の増となっています。(当初予算計上率99.1%)

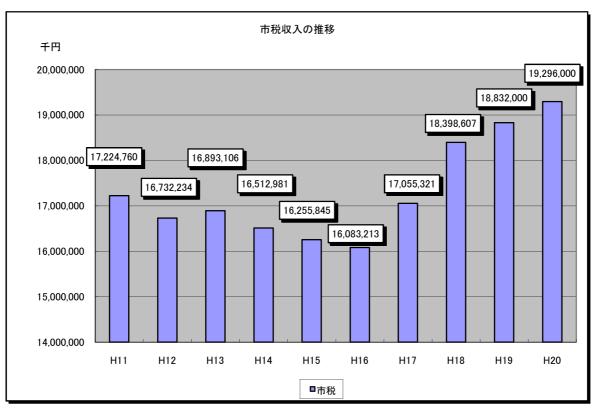
Ⅱ 歳入

市 税 192億9,600万円(対前年度比2.5%増)

個人市民税は、税制改正等により4.0%の伸びを見込んでいます。法人市民税については、 米国経済の減速や原油高などから、平成19年度決算見込みからは大幅な減額となるものの、 当初予算額との比較では4.4%の伸びとしています。また、固定資産税は土地分については地 価下落の影響を受け減少傾向にありますが、家屋分は新増築家屋の増などによって2.2%の 増を見込んでいます。これらの結果、市税全体では平成19年度と比べて4億6,400万円、 2.5%の増となっています。

[市税収入見込額]	(単位:千円、%)
	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

		H2O 当初予算	H19 当初予算	増減額	増減率
巾	民税	8,321,675	7,992,468	329,207	4.1
	個人	5,706,120	5,486,981	219,139	4.0
	法人	2,615,555	2,505,487	110,068	4.4
世	定資産税	8,868,760	8,673,999	194,761	2.2
者	作計画税	1,060,299	1,044,973	15,326	1.5
7	その他	1,045,266	1,120,560	△75,294	△6.7
É	計	19,296,000	18,832,000	464,000	2.5



※H11~H18は決算額、H19、H20は当初予算額

地方交付税 22億8,100万円 (対前年度比△29,2%)

平成19年度市税収入の大幅な増による基準財政収入額の増加と、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿った地方歳出の抑制による基準財政需要額の減が見込まれることから、対前年度比で29、2%減の22億8、100万円を見込んでいます。



※H11~H18は決算額、H19、H20は当初予算額

平成 13年度から、普通交付税の一部を地方債(臨時財政対策債)として借り入れるように制度変更され、その額があらかじめ交付税から差し引かれるようになりました。そのため、それまでの交付税額と比較できるように、グラフの数値は臨時財政対策債を加えた額で作成しています。

平成20年度は9億6,630万円の闘寺財政対策債が見込まれるため、交付税(特別・普通)と合わせた額は32億4,730万円となります。平成15年度と比べると約60億円以上の大幅な減額となっています。

*全国の交付税額全体のうち、94%は普通交付税として、6%は特別交付税として配分されます。交付税の大部分を占める普通交付税の交付額は、各地方公共団体における標準的な需要額と標準的な収入額との差額になります。

(普通交付税額) = (標準的な需要額) - (標準的な収入額)

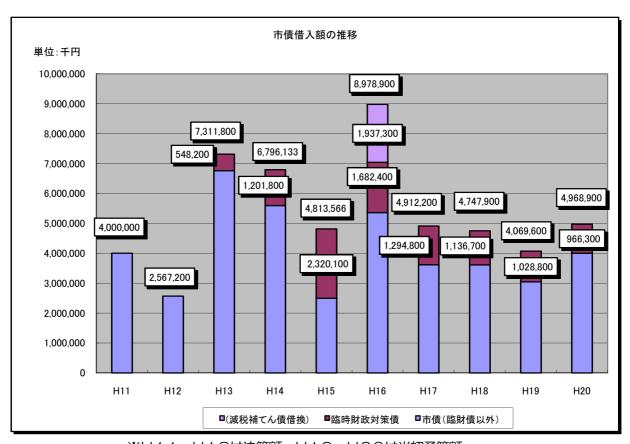
市 債 49億6,890万円 (対前年度比22,1%増)

市債については、最終処分場建設事業等が減少となったものの、現時点での市税収入見込額と普通交付税算定上の市税見込額との差額が非常に大きいことから、減収補てん債の借り入れを予定しており、前年度と比べて、8億9,930万円、22.1%の増となる49億6,890万円を計上しています。歳入全体に占める割合は11.9%(H19年度は10.0%)となっています。

また、平成20年度末の市債残高見込は517億9,917万1千円(対前年度現在高見込比公0.0%)となる見込みです。

*減収補てん債

地方税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために、減収見込額を限度として起こすことが認められている特例地方債です。標準税収入額は普通交付税の算定によって決定されます。減収補てん債の借り入れをしない場合には次年度の普通交付税で精算されることとの均衡上、元利償還金の75%が普通交付税で措置されることになっています



※H11~H18は決算額、H19、H20は当初予算額

Ⅲ 歳出

人件費 81億7,245万2千円(対前年度比2.0%増)

職員数の削減、特殊勤務手当の見直し等により削減への取組を行っているものの、平成20年度が退職手当のピークとなることから、前年度と比べると1億6,257万5千円、2.0% 増となっています。

扶助費 75億6,799万7千円(対前年度比3.2%増)

乳幼児の外来医療費助成を就学前まで拡大したこと、障害者自立支援対策闘時特別交付金による特別対策などにより2億3,434万円、3.2%増となっています。

公債費 59億8,956万9千円(対前年度比10.9%増)

補償金免除繰上償還の実施、合併特例債、平成16年度災害時に借り入れた災害復旧事業債の償還が本格化することなどから5億9,091万4千円、10.9%の増となっています。

※義務的経費比率(人件費・扶助費・公債費総額の予算総額に占める割合)は52.2%(H19は50.8%)となっています。

普通建設事業 53億1、891万9千円(対前年度比△3、9%)

容器資源化対策事業、小中学校耐震補強対策事業等の増額はあるものの、最終処分場建設事業、海岸保全施設整備事業が皆減となったことなどから、2億1,814万7千円の減となっています。

繰 出 金 44億8, 267万円(対前年度比△17, 6%)

後期高齢者医療制度への移行によって、老人保健事業特別会計に関する繰出金が大幅に減少したこと等により、9億6,036万円、17.6%減の44億8,267万円となっています。 (千円)

	平成 20 年度		平成 19 年度		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	率(%)
人件費	8,172,452	19.6	8,009,877	19.6	162,575	2.0
扶助費	7,567,997	18.2	7,333,657	17.9	234,340	3.2
公債費	5,989,569	14.4	5,398,655	13.2	590,914	10.9
普通建設事業	5,318,919	12.8	5,537,066	13.6	△ 218,147	△ 3.9
補助	3,228,826	7.8	3,421,243	8.4	△ 192,417	△ 5.6
単独	2,090,093	5.0	2,115,823	5.2	△25,730	△ 1.2
繰出金	4,482,670	10.8	5,443,030	13.3	△ 960,360	△ 17.6
物件費	5,686,690	13.7	6,005,863	14.7	△319,173	△5.3
その他	4,381,669	10.5	3,129,057	7.7	1,252,612	40.0
合計	41,599,966	100	40,857,205	100	742,761	1.8

道路特定財源と暫定税率について(もし暫定措置が期限切れとなったら)

1 道路特定財源とは

道路特定財源は、道路建設や維持修繕など道路整備に必要な財源を、景気や財政事情に左右されずに、安定的に確保するために創設されたもので、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者にその利用に応じて負担していただいているものです。自動車税や軽自動車税は地方の普通税であり、道路特定財源とは異なります。

2 暫定税率とは

道路特定財源は、ガソリンにかかる揮発油税や、車検時にかかる自動車重量税など、全部で6種類ありますが、そのうち5種類に本来の税率よりも高い「暫定税率」が適用されています。暫定税率の適用は、「第7次道路整備5カ年計画」の実施に対する財源不足に対応するために、政府税制調査会の答申を受け、1974年(昭和49年)、租税特別措置法等に基づく2年間の措置としてスタートし、以後、道路整備5カ年計画の期限が来るごとに税率などの見直しを受けながら延長され、現在に至っています。

現在の税率と平成20年度予算は次のとおりです。

3 道路特定財源一覧

		税収(平成20年度)(億円			
	税目	税率(カッコ内は本則税率)		うち暫定税率	備 考
				上乗せ分	
	1 揮発油税	48.6円 (24.3円) /ポ	27,685	13,843	
1 =	2 石油ガス税	17.5円/kg	140	-	
	3 自動車重量税	(例:自家用乗用) 6,300円(2,500円)/ 0.5~年	5,541	3,097	法律上は一般財源。運用上、収入の 77.5%が道路特定財源とされてい る。
	計		33,366	16,940	
2	4 地方道路譲与税	5.2円 (4.4円) /沭	2,998	461	国から全額譲与 (58/100:都道府県、指定市へ) (42/100:市町村へ)
	(2)石油ガス譲与 税	石油ガス税を参照	140	-	国から2分の1譲与 (都道府県、指定市へ)
地方	(3)自動車重量譲与税	自動車重量税を参照	3,601	2,013	国から3分の1譲与 (市町村へ)
	5 軽油引取税	32.1円 (15.0円) / 流	9,914	5,281	全額:都道府県、指定市
	6 自動車取得税	自家用は取得価格の5% (3%)	4,024	1,309	3/10:都道府県、指定市 7/10:市町村
		計	20,677	9,064	
合 計		54,043	26,004		

^{*}網掛け部分が新居浜市の道路事業財源として交付(譲与)されるものです。

^{*「}ガソリン税」は揮発油税と地方道路税をあわせたものです。

4 新居浜市への影響(暫定措置が期限切れとなったら)

(1) 平成20年度当初予算における新居浜市の道路特定財源

①国からの補助金(約7億1,300万円)→(暫定措置の期限切れで約6,800万円に激減)

土地区画整理事業や角野船木線改良事業などの国庫補助事業に対する国からの補助金として入ってくる地方道路整備臨時交付金など、補助事業費総額24億2,000万円に対して、約7億1,300万円の国庫補助金等を見込んでいます。国には、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税として歳入されているもので、租税特別措置法など関連する法律の期限切れによって、約6,800万円に激減することが見込まれています。

②新居浜市の歳入として直接入る道路特定財源(4億8,000万円)

→ (暫定措置の期限切れで約2億7,800万円に激減)

補助事業のうちの新居浜市負担分及び単独事業費に充てる財源として、新居浜市に直接入ってくる道路特定財源として次のものがあり、総額で4億8,000万円を見込んでいます。

- ・地方道路譲与税(9,200万円)→(暫定措置の期限切れで約7,800万円に)
- ・自動車重量譲与税(2億6,200万円)→(暫定措置の期限切れで約1億1,500万円に)
- ・自動車取得税(1億2,600万円)→(暫定措置の期限切れで約8,500万円に)

平成20年度の新居浜市の道路関連事業のうち、補助事業の実施に必要な一般財源は約1億円、単独事業の実施に必要な一般財源は約4億4,000万円見込まれており、暫定措置の期限切れによる大幅な財源不足は、道路事業が予定通り実施できなくなるだけでなく、そのほかの福祉や生活関連予算にも多大な影響を与えることになります。

(2) 平成 20 年度道路特定財源と政府予算及び新居浜市の道路関連予算

